

商 品 名	定額小為替						
ご 利 用 いただける方	●個人及び法人その他団体						
送 金 方 法	●定額小為替金の額を表示した定額小為替証書を発行し、送金人（差出人）が、所定の受取人欄に受取人の名前を記入したうえ、これを受取人にお送りいただくことにより送金することができます。 ●定額小為替証書には、次の12種類の金種があります。 50円、100円、150円、200円、250円、300円、350円、400円、450円、500円、750円、1,000円 ●ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口でお申込みください。						
受 取 方 法	●ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で、定額小為替証書と引換えに現金をお受取りいただけます。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。						
料 金	●定額小為替証書1枚につき200円 ●特殊取扱いの料金 ■定額小為替の再交付：1枚につき200円 ※料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。 ※有効期間を経過した定額小為替証書を即時に払渡し又は払戻しをする場合は無料です。						
そ の 他	●定額小為替証書の有効期間は、発行日から6か月です。 ●定額小為替証書を紛失し、汚染し若しくはき損したとき又は定額小為替証書の有効期間が経過したときは、請求により定額小為替証書を再交付します。 ※紛失の場合には、紛失した定額小為替証書の有効期間内は、再交付を行いません。 ●発行日から5年間、定額小為替証書の再交付等の請求がないときは、定額小為替に関する契約を解除いたします。 ●定額小為替証書は、他の銀行その他ゆうちょ銀行所定の金融機関以外の者に譲り渡すことができません。 ●この取扱いには、為替規定が適用されます。 ●詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。 <table border="1" data-bbox="384 1263 1412 1451"> <tr> <td colspan="2">ゆうちょコールセンター</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>0120-108420（通話料無料） ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。</td> </tr> </table>	ゆうちょコールセンター		電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。	受付時間	ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。
ゆうちょコールセンター							
電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。						
受付時間	ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。						

2022年1月17日現在